

クレジット売払契約書（案）

売主 契約担当官経済産業省大臣官房会計課長 浦上 健一朗（以下「甲」という。）と買主
〇〇 △△ △△（以下「乙」という。）とは、下記及び契約条項によりクレジット売払契約を締結する。

1. 売払クレジット 別紙のとおり
2. 売払単価・数量
省エネクレジット：〇〇円・〇〇t-C02
再エネ発電クレジット：〇〇円・〇〇t-C02
3. 売払金額 金〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇, 〇〇〇円）
4. 設置場所 別紙のとおり
5. 引取期限 令和6年3月15日
6. 契約保証金 全額免除

クレジット売払契約条項

(適用)

第1条 本契約条項は、経済産業省が保有するJ-クレジット（以下「クレジット」という。）の売払契約に適用する。

(契約事項移転の制限)

第2条 乙は、甲の承諾を得ずに本契約条項にかかる地位を第三者に移転してはならない。

(対価の納付の時期)

第3条 乙は、契約締結後、歳入徴収官の発行する納入告知書に記載された納付期限までに売払代金を納付するものとする。

(クレジットを保有する権利の移転時期)

第4条 クレジットを保有する権利は、乙が売払代金を納付し、甲が売払代金の全額の入金を確認した後、J-クレジット登録簿システムにおいて、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）J-クレジット登録簿システム利用規程に基づき、甲のクレジット保有口座から乙のクレジット保有口座へ移転することをもって、甲から乙に移転する。

乙のクレジット保有口座情報

口座保有者：〇〇

口座番号：JP-100-20000-00001-XXXXX-00

(移転クレジットの運用)

第5条 乙は、甲から移転を受けた別紙記載のクレジット（以下「移転クレジット」という。）を、商業活動または国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）において認められた用途に利用できるものとする。

(移転クレジットの活用用途にかかる義務)

第6条 乙は、別紙の財産を利用するにあたっては、別添のクレジット流通計画書の活用用途を大きく逸脱しない用途で利用する義務を負う。義務が履行されなかったことが確認された場合、甲は乙に対して、クレジット流通計画書から逸脱して売り払ったクレジットの売却価格（以下「逸脱売却価格」という。）の合計に1.1を乗じた価格の損害賠償を請求することができる。

(移転クレジットの活用用途等に関する報告)

第7条 甲は、前条の義務の履行等を確認するため、移転クレジットの活用用途及び逸脱売却価格について確認できる文書等の提出を請求することができる。

2 前項の移転クレジットの活用用途について確認できる文書等の請求にもかかわらず、乙が移転クレジットの活用用途について確認できる文書等の提出を行わない場合、前条における義務を履行しなかったものとみなす。

3 本条第1項の逸脱売却価格について確認できる文書等の請求にもかかわらず、乙が逸脱売却価格について確認できる文書等の提出を行わない場合、前条における逸脱売却価格の合計に1.1を乗じた価格は、クレジット流通計画書から逸脱して売り払ったクレジット1トンあたり1万円を乗じた価格とみなす。

(対価の納付についての遅延利息)

第8条 乙が第3条に規定する納付期限までに売払代金を納付しない場合は、遅延利息としてその期限における当該未納付金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令

第337号) 第29条に定める財務大臣が一般市場における金利を勘案して定める率を乗じて計算した金額を納付するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは何時でも本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が第3条に規定する納付期限までに売払代金を納付しないとき。
- 二 乙が前条に規定する遅延利息を納付しないとき。
- 三 乙がクレジットの引取りを指定した期限内に行わないとき。
- 四 乙がクレジットの応募にあたり談合等の不正行為があったとき。
- 五 乙が別添のクレジット流通計画書の活用用途から大きく逸脱した用途で移転クレジットを利用する蓋然性が高いと甲が判断したとき。
- 六 乙が以下の暴力団関与の属性要件のいずれかに該当する場合
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 七 乙が経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けているとき。
- 八 前六号のほか、乙が義務を履行する見込がないと認められるとき。

2 甲は前項の場合のほか、自己の都合によりクレジットの引取前に本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、契約を解除した日又は変更契約締結日から起算して30日以内に乙から損害賠償請求があるときは、甲は当該解約クレジットの対価の100分の10に相当する金額を越えない限度内でその損失額を乙に対して支払うものとする。

(違約金)

第10条 甲が前条第1項により契約を解除したときは、甲は違約金として解除した契約金額の100分の10に相当する額を乙より徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、第9条第1項による契約の解除及び前条による違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は引取りを指定する期限から一か年とする。

(紛争の解決方法)

第12条 本契約条項について疑義があるとき、又は本契約条項に定めていない事項については甲乙協議してこれを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
契約担当官
経済産業省大臣官房会計課長 浦上 健一朗

乙 (所在地)
(社名)
(役職・氏名)

財産名	数量	保管場所
省エネクレジット(P〇)	〇t-C02	J-クレジット登録簿システム保有口座 口座番号 : JP-100-20000-00000-00127-00
再エネ発電クレジット(P〇)	〇t-C02	同上

別添：応募の際に提出された企画提案書（クレジット流通計画書）を添付

令和5年度 J-クレジット売払い
企画提案書（クレジット流通計画書）

1. 希望買取数量・金額

クレジット種別	買取単価 (円/t-CO2)	買取数量 (t-CO2)	買取金額 (円)
省エネクレジット			
再エネ発電クレジット			
合計	-		

※買取単価は省エネクレジット 1,640 円/t-CO2、再エネ発電クレジット 2,971 円/t-CO2 以上としてください。買取単価は省エネクレジット・再エネ発電クレジットそれぞれ1つのみ記載してください。また、省エネクレジット・再エネ発電クレジットの合計買取金額は 100,000,000 円（税抜き）以内としてください。複数の買取単価による応募はできません。なお、採択された際にお支払いいただく額は、合計買取金額に消費税を課税した額になります。

※買取数量は 1t-CO2 単位で記載可能です。省エネクレジット、再エネ発電クレジットをそれぞれ 5,000t-CO2 以上としてください。

2. 活用用途

買い取ったクレジットの活用用途として当てはまるものを以下から選択してください（複数回答可）。

- i 数量・価格の公示機能のある取引プラットフォームにおける取引
- ii 相対取引等による転売
- iii 自ら活用
- iv その他

（i を選択した場合）利用予定の取引プラットフォーム名と取引見込数量を回答ください。

取引見込数量は省エネクレジット・再エネクレジットそれぞれの数量を回答ください。取引見込数量は、1. に記載の省エネクレジット・再エネクレジットそれぞれの買取数量のうち、6割以上の数量を記載ください。6割に満たない場合は審査の対象外とします。

なお、「取引見込数量」は、同一のシリアル番号のクレジットを取引プラットフォームにおいて複数回売り注文を出したとしても、1回分の量のみを計算してください（例えば、同一のシリアル番号のクレジット 500 トンを 3 回売りに出した場合は、1,500 トンではなく 500 トンと計算してください）。

(例) ○○取引所において省エネ 1 万トン、再エネ 2 万トンを売却予定。

3. 取引所における取引実績

（2. で i を選択した場合）カーボン・クレジットに限らず、法令上の許認可を取得している取引所（※1）において商品等を取引した実績がある場合は、以下にその内容（取引商品、取引量等）について記載ください。

また、法令に基づき免許・許可・登録等を受けている取引業者（※2）に該当する場合はその旨を記載ください。

- ※1 金融商品取引法における金融商品取引所、商品先物取引法における商品取引所等。
- ※2 商品先物取引法上の商品先物取引業者、金融商品取引法上の第一種・第二種金融商品取引業者等。

4. 取引実施体制

（i を選択した場合）数量・価格の公示機能のある取引プラットフォームにおける J-クレジット取引を実施するための体制を整備している場合は、以下に体制図（従事する人数を含む）を記載ください。

5. J-クレジットの取扱実績

過去に J-クレジットの売買実績がある場合は、売買方法・売買数量を記載ください。また、相対取引による売買実績なのか、数量・価格の公示機能のある取引プラットフォームにおける売買実績なのかが分かるように記載ください。

なお、売買実績が多数ある場合には、直近3年間のうちの売買数量の大きい実績のみを記載いただく形でも構いません。

（例）令和4年度の政府入札販売で省エネ 1000 トンを購入し、うち 500 トンは〇〇市場で売却、うち 200 トンは顧客に相対で売却（300 トンは保有）。